

タンザニアにおける統治体制等に関する報告書

2025年3月

瓜生・糸賀法律事務所

弁護士 穴戸 一樹

弁護士 宮代 瑛子

目次

第1 委託調査事項(1)：タンザニアの統治体制について	3
1 統治機構	3
(1) 政治体制概要	3
(2) 統治機構	3
2 立法プロセス	5
(1) 国会提出までの手続	5
(2) 国会における手続	6
3 司法プロセス及び司法に与えられている権限	7
(1) 総論	7
(2) 各裁判所の機能等	7
(3) 訴訟手続の概要	10
(4) 司法に与えられている権限	11
4 法務長官府、国家検察、訟務長官府	11
(1) 設立経緯	11
(2) 各組織の所掌事務	12
第2 委託調査事項(2)：タンザニアの法曹資格取得のプロセス	14
1 タンザニアにおける法曹	14
(1) 裁判官（判事・治安判事）	14
(2) 法律職公務員（Law Officers and State Attorneys in the public service）	14
(3) 弁護士（Advocate）	15
2 法曹資格取得のプロセス	15
(1) タンザニア法律学校（Law School of Tanzania）	15
(2) LSTにおけるプログラムの概要	16

3 法曹資格取得後のキャリアパス	16
(1) 裁判官になるためのプロセス	16
(2) 法律職公務員	17
(3) 弁護士	18
4 日本との異同	19
第 3 委託調査事項(3)：タンザニアの関連法令一覧（契約法・会社法・外国会社規制・民事手続法・ADR 法制）	21
第 3 委託調査事項(4)：外国企業がタンザニアに進出・投資する場合における法的障害事由及びその原因について	24
1 はじめに	24
2 法令等に関する手続における問題点	24
(1) 徴税に関する問題	24
(2) 法令等の改正に関する問題	26
(3) 現地の専門家に関する問題	27
(4) 現地スタッフに関する問題	29
(5) 汚職に関する問題	29
(6) 司法・警察に関する問題	30
(7) 許認可手続の遅延等に関する問題	31
3 法令等の内容に関する問題点	32
(1) 外国企業の参入規制	32
(2) 国家権力による契約内容の一方的な変更	32
4 おわりに	33

第1 委託調査事項(1)：タンザニアの統治体制について

1 統治機構

(1) 政治体制概要

タンザニアは、1961年12月に独立したタンガニーカ（大陸本土）と、1963年12月に独立し、64年1月に革命を経たザンジバルが、1964年4月に合邦してできた連合共和国である。国家体制としては、1967年にニエレレ初代大統領によって社会主義国家宣言が行われており、昨今経済の自由化が進められているものの、憲法には未だ社会主義国家であることが明記されている。

同国憲法は立法・行政・司法が相互に権力を抑制・均衡する三権分立制度を採用している（憲法第4条）が、後述のとおり、大統領が国会の構成要素であって、法案に対する拒否権を有していたり、上位の裁判官の任命権限が 대통령に属していたりするなど、国家元首である大統領が三権すべてに影響を及ぼし得る構造となっていることが特徴といえる。

島嶼ザンジバルは、連合共和国政府とは別の自治権を有し、大統領を含め独自の立法・行政・司法機関を有するが、本土タンガニーカのみ自治政府はない。なお、本稿では基本的に連合共和国政府に関する事項についてのみ述べる。

(2) 統治機構

ア 国会

タンザニアでは、立法権は国会（Parliament）に属し、国会は大統領と国民議会（National Assembly）で構成される（憲法62条1項、63条1項及び2項）。

国民議会は一院制で、議員（Members of Parliament）の任期は5年とされる（憲法65条）。

国会議員は、各選挙区における選挙で選ばれた者以外に、ザンジバル代表議会により指名された5名、法務長官（Attorney General¹）、大統領により指名された最大10名（うち最低5名は女性）、議長（議長が議員の中から指名されなかった場合）が議員とされ、その最低30パーセントは女性でなければならない（憲法66条1項）。

また、大統領及び副大統領は議員であってはならない（同2項）。

直近である2020年の選挙後の国会議員数は393名である²。

イ 大統領及び内閣

（ア）大統領及び副大統領

¹ Attorney General は英国のものには「法務長官」の訳語を当てることが一般的であるところ、英国法の影響の強いタンザニアについても「法務長官」の訳語を当てることとした。

² 国会ウェブサイト（<https://www.parliament.go.tz/pages/structure>）より

タンザニアは大統領制を採用しており、大統領は国家元首、政府の長、及び軍の最高司令官であるとされている（憲法 33 条）。

大統領は出生によりタンザニア共和国国籍を保有する 40 歳以上の者であること、政党から推薦を受けた党员であることなど憲法 39 条に規定された要件を具備している必要があり、選挙権を有する共和国国民（ザンジバルを含む）の選挙で最大得票を得た者が選出される（選挙法（Elections Act, 1985）45 条）。大統領の任期は 5 年で（憲法 42 条 2 項）、最大 2 期まで務めることができる（憲法 40 条 2 項）。

副大統領は大統領選挙に際して大統領候補者とペアで候補者が指名され、大統領が選挙で選任されると自動的にそのペアである副大統領候補が副大統領となる（憲法 47 条 2 項、選挙法 47 条）。

大統領及び副大統領は、そのいずれかがタンガニーカ民である場合、もう一方はザンジバル民でなければならない（憲法 47 条 3 項）。

（イ）首相（Prime Minister）及び内閣

首相は選挙で選出された与党議員の中から大統領により任命され（憲法 51 条 2 項）、政府を全般的に管理監督するなどの職責を負う（憲法 52 条）。

内閣は、副大統領、首相、ザンジバル大統領及び大統領が首相との協議に基づき任命した大臣で構成され、大統領への助言を行うことがその主たる機能とされる（憲法 54 条、55 条）。

（ウ）法務長官等

法務長官は法曹資格を有する者の中から大統領により任命され、法案作成を含め法律に関するあらゆる事項について政府に助言する責任を有する。法務長官はすべての閣議に出席しなければならないが、閣議内では他の出席者と同等の権限を有するが、投票権は有さない（憲法 54 条 4 項）。

他に「首相、内閣及び政府（Prime Minister, cabinet and the government）」の章に規定されている政府の役職として、法務副長官（Deputy Attorney General）、検察長官（Director of Public Prosecutions）、内閣官房長官（Secretary to the Cabinet）、地方長官（Regional Commissioner）がある。

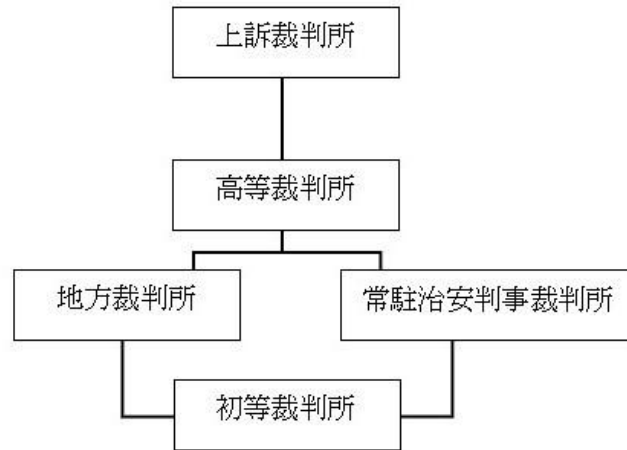
ウ 裁判所

憲法 107 条 A 及び 107 条 B は、裁判所（The Judiciary）がタンザニア司法の最終決定機関であり、裁判所は憲法及び国の法律のみに従うとして、司法権の独立を規定している。

タンザニアでは審級制が採用されており、上訴裁判所（Court of Appeal）を最上級審として、高等裁判所（High Court）、常駐治安判事裁判所（Resident Magistrates Court）、地方裁判所（District Court）、初等裁判所（Primary Court）が存在する³。常駐治安判事裁判所と地方裁判所は同

³ 裁判所ウェブサイト（<https://jmap.judiciary.go.tz/home>）を参照した。

一審級とされる（下図参照）。



また、これらの通常裁判所とは別に、特別憲法裁判所（Special Constitutional Court of the United Republic）が存在するほか、特定の分野に特化した審判を行う複数の特別法廷が存在する。

裁判と法適用について定めた Judicature and Application of Laws Act 2 条では、高等裁判所は国内の成文法や慣習法だけでなく、コモンロー及び衡平法の原則、イスラム法等にも準拠してその管轄権を行使するものと規定されている。

2 立法プロセス

タンザニアにおける立法権は国会に帰属しているが、法案成立までには多分に大統領の関与が認められる。

(1) 国会提出までの手続⁴

政府が法案を提出する場合⁵、所管官庁は、法案の作成に先立って、法務長官及び利害関係者と協議の上、立法事実、立法の目的や範囲、予算上の影響等を記載した報告書（Cabinet Paper）を内閣に提出する必要がある。

内閣は、提出された報告書を検討し、法案作成を認める場合、大統領の

⁴ 一般的な立法手続の流れについては、法務長官府が作成する法案起草マニュアル（Legislative Drafting Manual: <https://www.oag.go.tz/uploads/documents/sw-1721049329-THE%20OAG%20-%20Legislative.pdf>）に詳しく掲載されており、本項もその記載を参照した。

⁵ 前記マニュアルでは、議員立法について言及がみられる（5.0、5.1(n)等）ものの、その一連の手続の詳細までは記載がなかったことから、本項では政府提出法案の手続についてのみ触れることとする。

承認を得た上で、法案名や法の射程、実体的な規定等を内容とした起草指示（Drafting Instructions）を所管官庁に対して発出する。

起草指示を受領した所管官庁は、法務長官庁と連携して法案の草案を作成し、草案の解説書と共に憲法・法務・議会問題に関する内閣委員会（Cabinet Committee on Constitutional, Legal and Parliamentary Affairs）に提出する。内閣委員会による法案等の審査と了承及び法務長官庁による法案の官報掲載⁶を経て、法案が国民議会へ提出される。

(2) 国会における手続

ア 国会における審議

最初に法案の正式名称を読み上げるなどする第一読会（First Reading）が開催され、これにより法案が国民議会の審議対象となったことが明示される。

第一読会の後、法案は議長により適宜の常任委員会（Parliamentary Standing Committee）に付託され、そこで実質的な内容が検討される。委員会は、一般市民や利害関係者を適宜招聘して意見聴取し、所管官庁はこれらの意見を踏まえて法案の変更の要否等について検討しなければならない。委員会は、必要に応じて法案の修正を検討するよう求めることができる。

委員会における検討を経た後に実施される第二読会（Second Reading）では、所管官庁の大臣、法務長官、議案を提出した議員（議員立法の場合）等が委員会における検討結果を国民議会に説明し、その後国会議員による一般討論が開始される。

国会議員による一般討論終了後、国民議会は全体委員会（Committee of the Whole House）と名称を変えて各条項に関連する修正提案等と共に順次検討し、合意形成を図る。その後国民議会を再開し、法案が投票に付される。

投票により法案が成立したのち、第三読会（Third Reading）が開催され、そこで法案が国民議会において成立したことを確認し、同意の手続のために大統領に法案が提出される。

イ 大統領の同意（憲法 97 条）

大統領は、国民議会より提出された法案に対して、同意し、又は同意を留保する（withhold his assent）ことができる。同意を留保する場合、大統領は理由を付した上で法案を国民議会に差し戻す（同条 2 項）。

法案が差し戻された場合、国民議会は原則として 6 か月間は法案を大統領に再提出することができないが、国会議員の 3 分の 2 以上の賛成があった場合は、その期間の経過を待たずに再提出できる（同条 3 項）。この場合、再提出を受けた大統領は、21 日以内に法案に同意しなければならない（同条 4 項）。

⁶ これは法案成立前の官報掲載であり、国会における法案審議開始の 20 日以上前に実施される必要がある（法案起草マニュアル 5.1 項(j)）。

ウ 公布及び施行

大統領の同意を得た法案は官報に掲載され、官報掲載の日又は主管大臣の指定する日より施行される。

3 司法プロセス及び司法に与えられている権限

(1) 総論

タンザニアの司法制度は英国のコモンローの影響を強く受けており、裁判所の構成や手続において我が国と大きく異なる点が多数見受けられ、また、複数の準司法機関が存在する。

以下では、1(2)ウに記載した各裁判所の基本的な機能及び構成と共に、民事・刑事訴訟の一般的な手続の概要について述べることにしたい。

(2) 各裁判所の機能等

ア 上訴裁判所

(ア) 機能

憲法 117 条 1 項に基づき設置され、タンザニアにおける最高審級の裁判所であり、ザンジバルにおいて審理された事件についても最上級審として判断する。高等裁判所と同レベルとされる準司法機関からの上訴も審理することができる。

その管轄は憲法及びその他の法律で定めるところとされ、原則として高等裁判所及び拡張された管轄を有する下級審裁判所（subordinate courts with extended jurisdiction）からの上訴について審理できる（上訴管轄法（Appellate Jurisdiction Act）4 から 6 条）。

また、憲法解釈に関する問題の上訴は、上訴裁判所に対してしなければならない（同法 7 条）。

(イ) 構成

上訴裁判所は、上訴裁判所長官と 4 人以上の上訴裁判所判事で構成され（憲法 118 条 1 項）、開廷するには最低 3 名の判事の出席を要する（憲法 122 条 1 項）。

上訴裁判所長官は大統領が任命し、その他の上訴裁判所判事は、大統領が上訴裁判所長官と協議の上で任命する。

上訴裁判所長官には任期及び定年がなく、本人による辞職、病気又は死亡による職務遂行困難、或いは大統領による免職の場合にのみ、その職を失う（憲法 118 条 2 項）。その他の上訴裁判所判事は原則として 65 歳で定年退職となる（憲法 120 条 1 項）。

イ 高等裁判所

(ア) 機能

憲法 108 条 1 項に基づき設置される。その管轄は憲法及びその他の法律で定めるところとされ、刑事・民事両分野について、上訴審又は第一審として機能する（同条 2 項）。治安判事裁判所及び地方裁判所

の事案に対して上訴審となる（治安判事裁判所法 43 条等）。

さらに、治安判事裁判所以下の審級の裁判所に対して監督権限を有する（治安判事裁判所法 44 条）。

（イ）構成

高等裁判所は高等裁判所長と最低 30 名の高等裁判所判事で構成され、いずれも大統領が司法委員会（Judicial Service Commission、詳細は任用プロセスの項で後述する。）の助言を得て任命する（憲法 109 条 1 項）。

通常の法廷は原則として判事 1 名で開廷する。

高等裁判所における刑事訴訟は 2 名以上の調査官（assessor）を伴って開廷することとされており（刑事訴訟法 265 条）、調査官は判決に先立って意見を述べる機会を与えられるが、判事による判決は調査官の意見に拘束されない（同法 298 条 1 項、2 項）。

ウ 地方裁判所及び常駐治安判事裁判所

（ア）地方裁判所

a 機能

治安判事裁判所法 4 条 1 項に基づき設置され、原則として設置された県（District⁷）の全領域に管轄を有するが、上訴裁判所長官がその管轄を拡張し、別の地域を兼轄させることもできる。

法の定めるところにより、民事・刑事いずれについても第一審として管轄を有する（治安判事裁判所法（Magistrates' Courts Act）40 条 1 項）。

ただし、刑事訴訟については、法に特別の定めがある場合を除き、6 か月以下の拘禁刑又は 5000 シリング以下の罰金刑までしか科することができない（刑事訴訟法 241 条）。

民事訴訟については、民事治安判事（civil magistrate）が公判手続を実施する場合は、他に法の定めがある場合を除き、不動産価格 3 億シリングを超えない不動産占有回復訴訟、訴訟物価格 2 億シリングを超えないその他の民事訴訟について管轄を有するとされ、商事事件については訴訟物の価格上限が不動産価格につき 1 億シリング、その他の訴訟物につき 7000 万シリングとなる（同条 2 項、3 項）。

また、初等裁判所が第一審となる事件について上訴審となる。

b 構成

原則として治安判事 1 名で構成される⁸。

（イ）常駐治安判事裁判所

⁷ 現在 31 の州（Region）があり、これらが合計 184 の県（District）に分割されている。

⁸ 常駐治安判事裁判所及び初等裁判所を含め、治安判事裁判所は 1 名の治安判事で構成されることを原則とし（治安判事裁判所法 6 条 1 項）、上訴裁判所長官の判断により 2 名以上の治安判事に担当させることができるが、争点の判断について治安判事間の票数が同数となった場合、事件は棄却される（同条 4 項及び 5 項。地方裁判所及び初等裁判所についても同様。）。

a 機能

治安判事裁判所法 5 条 1 項に基づき上訴裁判所長官が命令（order）により指定した地域に設置することができるとされ、当該指定の地域に対して管轄を有する。

同法第 2 附則別表に列举された各条項により管轄が付与された事案及びその他の法により常駐治安判事裁判所、常駐治安判事又は民事治安判事（civil magistrate）が統括するものと定められた事案につき第一審裁判所となる（同法 41 条）⁹。

また、初等裁判所が第一審となる事件について上訴審となる。

b 構成

原則として治安判事 1 名で構成される。

エ 初等裁判所

（ア）機能

最下級の審級の裁判所であり、治安判事裁判所法 3 条 1 項に基づき設立され、法の定めるところにより民事・刑事両事件について第一審として機能する。

具体的には、管轄地域内の民事訴訟のうち慣習法又はイスラム法が準拠法であるもの、国や地方公共団体等を相手方とする債権回収訴訟で訴訟物の価格が 5000 万シリングを超えないもの、民事契約に基づく債権回収訴訟で訴訟物の価格が 3,000 万シリングを超えないもの、婚姻法（Law of Marriage Act）に基づく婚姻に関する訴訟、その他個別法で下級裁判所を第一審と定めた訴訟について第一審となる。なお、土地に関する訴訟については管轄を有しない（治安判事裁判所法 18 条 1 項（a））。

刑事訴訟については、刑法犯罪のうち治安判事裁判所法第 1 附則（First Schedule）第 1 節の別表に列举された一部の犯罪について第一審となることができ（同項（c））、科すことができる刑罰については、懲役 2 年、罰金 50 万シリング、又は体罰 12 打をいずれも超えない限度とされている（同法第 3 附則 2 条）。

初等裁判所は、司法アクセス向上の観点から原則としてすべての行政区に設立されることを目指しており、現時点で 785 か所の初等裁判所が稼働している¹⁰。

（イ）構成

裁判を構成する治安判事は原則として 1 名であるが、最低 2 名の調査官（assessor）を伴って審理を行う必要があり、担当官の中で意見が分かれるときは投票で結論を決めることとされ、票が同数の場合は治

⁹ 別表に列举された事案として、高裁所長が下級審に委任した破産事案、会社法に基づく決算及び報告書の写しの受領に関する事案、遺言検認及び遺産管理法に基づく事案等がある。

¹⁰ 裁判所ウェブサイト（<https://jmap.judiciary.go.tz/home>）より。

安判事が決定権を有する¹¹（治安判事裁判所法 7 条 1 項及び 2 項）。

オ 特別憲法裁判所（参考）

一般の法的紛争を扱う裁判所ではないが、憲法 125 条から 128 条に特別憲法裁判所が規定されている。共和国政府とザンジバル政府との間で憲法解釈について争いが生じた場合に融和的な判断を行う（give conciliatory decision、憲法 126 条 1 項）とされ、その判断に対して上訴することはできず（同条 3 項）、上訴裁判所は特別憲法裁判所の管轄事項について一切の管轄を持たない（憲法 117 条 2 項）。

特別憲法裁判所は紛争が存在するときのみ開廷され、その構成員は共和国政府の推薦を受けた者とザンジバル政府の推薦を受けた者が半数ずつを占める必要がある。

(3) 訴訟手続の概要

ア 民事訴訟手続

当事者が当該民事紛争の事物管轄を有する最も審級の低い裁判所に訴訟を提起することで訴訟が開始する（民事訴訟法 13 条、21 条）。土地管轄については、原則として、不動産に関する紛争は当該不動産の所在地（同法 14 条）、人又は動産に関する損害賠償は被告所在地（同法 17 条）とされる。

判決の執行は、判決を下した裁判所か、執行のために判決の送付を受けた裁判所において行われる（同法 34 条）。

イ 刑事訴訟手続

（ア）申立てによる開始

治安判事に申立て（complaint）を行うか、逮捕された被疑者を治安判事の面前に連行することにより手続が開始される（刑事訴訟法 128 条 1 項）¹²。この申立ては誰でも行うことができ（同条 2 項）、一般人による申立ての場合、治安判事はこれに基づき正式な告発状を作成することが求められる（同条 5 項）。当該申立て又は告発が犯罪を内容とするものと認められない場合、治安判事は理由を付してこれを却下しなければならない（同法 129 条）。また、治安判事裁判所以下の裁判所における手続の場合、申立人は判決前であればいつでも申立てを撤回できる（同法 224 条）。

（イ）公判手続

訴訟追行は検察官又は大統領による承認を受けた公務員が行うこと

¹¹ 第一段階は純粋な多数決であり、治安判事と調査員との間で意見が分かれた場合に治安判事の意見が当然に優先されるわけではなく、この点が高等裁判所の調査員とは異なる。

¹² なお刑事訴訟法では、捜査（第 2 章 Procedure relating to criminal investigations、5 条～88 条）の後に訴訟手続の開始（第 4 章 Institution of proceedings、100 条～163 条）が規定されているところ、申立てに関する 128 条は第 4 章に含まれるため、同条が規定する「申立て（complaint）」は、捜査の端緒としての被害申告ではなく、訴訟手続の開始行為と解される。

が原則であるが、治安判事の許可があれば誰でも行うことができ（同法 99 条 1 項）、弁護士にこれを依頼することもできる（同条 3 項）。

証拠法は直接主義を採用していると思料され、原則として証人の証言により立証しなければならず、書証は認証を受けた写真や専門家の報告書等客観性の高いものや、証人が回復の見込みのない重病等法廷で証言できない理由があり、同人の宣誓の下、治安判事が供述調書を録取した場合などに、限定的に認められている（同法 195 条、202 条から 205 条、252 条、255 条、証拠法（Evidence Act）34 条から 35 条等）。

判決は、弁論終結後 90 日以内になされなければならない（刑事訴訟法 311 条）。

なお、検察長官又はその委任を受けた者は、判決前であればいつでも起訴猶予の申立て（*nolle prosequi*）をすることができる（同法 91 条）。さらに、検察官は、被害者及び捜査官と協議の上、判決前であればいつでも司法取引を行うことができる（同法 194 条 A）。

(4) 司法に与えられている権限

以上のとおり、タンザニアにおける司法権は、具体的な争訟が存在する際にこれを解決する権限を与えられていると認められる。

また、上訴管轄法（Appellate Jurisdiction Act）7 条では、憲法の解釈に関する上訴は上訴裁判所に係属する旨を規定しており、通常の裁判所に憲法解釈を行う権限を認めているといえ、実際に憲法解釈に関する判決も確認できる¹³。

4 法務長官府、国家検察、訟務長官府

日本において検事が担う検察及び法務行政分野に関し、タンザニアでは固有の組織構成が採用されていることから、以下簡単に述べる。

(1) 設立経緯

法務長官は憲法に基づいて設置され、法務長官府の長であると共に、法曹界の長（the Head of the Bar、法務長官府職務執行法（Office of the Attorney General (Discharge of Duties) Act）5 条 2 項）とされ、法務省はもちろん各省庁とも独立した立場でその職務を行っている。

そのため、従来タンザニアでは、法務長官が日本でいうところの法務検察部門を司っており、行政機関全般における法律・法務分野を統括し、政府が当事者となる訴訟の代理人を務めることはもとより、国家検察（National Prosecution Service）を監督する立場にもあった。

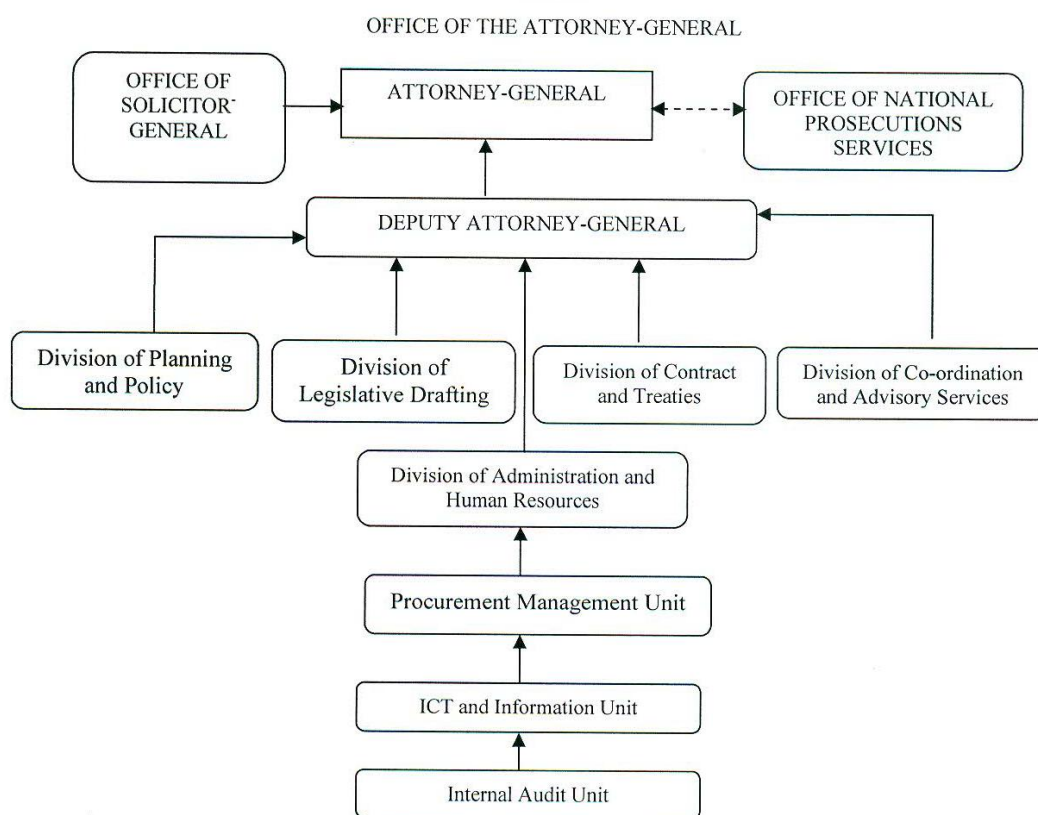
しかし、政府の法務部門の強化及び効率化等の観点から、2018 年に通達

¹³ <https://tanzlii.org/akn/tz/judgment/tzhc/2018/2937/eng@2018-03-27> など。憲法訴訟の制度については今後の調査課題だが、右判決によれば、申立人はタンザニア歳入庁（Tanzania Revenue Authority）が規則（regulation）に基づき申立人に該当事項の登録を求めたことに対し、規定の合憲性を争っており、付随的違憲審査制を採用しているものと思料される。

が発出され、命令に基づき法務長官府を再編し、国家検察（National Prosecution Service）及び訟務長官府（Office of Solicitor General）が新たに設置されることとなった¹⁴。

これにより、国家検察は法務長官府から独立した組織となり、訟務長官府は法務長官府内に属しつつも独立性を有する組織となった（各組織間の関係については組織図¹⁵参照）。なお、いずれの組織も法務長官府への一定の報告義務や助言を受ける余地は残されている。

組織図



(2) 各組織の所掌事務

ア 法務長官府

政府（地方公共団体を含む）に対する法的な問題への助言、法案の起草、法律文書の作成等法律・法務に関する業務全般を担う（憲法 59 条 3 項、法務長官府職務執行法 8 条）。

法務長官は、法的にはあくまで大統領を含む政府に対して法的観点から助言を行う機関であり、政策等に対する決定権限を持たないが、2014

¹⁴ Office of the Attorney-General (Re-structure) Order, 2018, National Prosecutions Services (Establishment) Order, 2018, Office of the Solicitor-General (Establishment) Order, 2018.

¹⁵ Office of the Attorney-General (Re-structure) Order, 2018 附則より

年には当時の法務長官が巨額の不正送金を承認した責任を取って辞任した例もあり、政府内で大きな影響力を有していることがうかがわれる¹⁶。

イ 国家検察

刑事訴訟の追行が主な職務であり、公訴を取り下げる権限も有する。捜査については調整・監督（coordinate and supervise）権限があるとされているが（国家検察法（National Prosecution Service Act）9条）、自ら捜査を行うものではない。また、前述のとおり、公判手続の起点となる申立ても行わない。

ウ 訟務長官府

法務長官府とは依頼人と代理人の関係にあるとされ、法務長官の指示を受けて政府機関等が当事者となっている民事訴訟（調停を含む）における訴訟行為を行いつつ、政府に対して提起された民事紛争に関して法務長官に対して助言を行うほか、事件について法務長官に報告する（法務長官府職務執行法 10A 条）。

訟務長官は大統領が任命する。

¹⁶ <https://www.bbc.com/news/world-africa-30513108>

第2 委託調査事項(2)：タンザニアの法曹資格取得のプロセス

1 タンザニアにおける法曹

タンザニアは旧宗主国である英国の影響を強く受けた法体系を有し、上訴裁判所及び高等裁判所の判事が治安判事だけでなく弁護士経験者からも選ばれる（憲法 109 条 7 項参照）など、法曹一元制を採用しており、法曹有資格者が従事する職業の分類も所謂日本の法曹三者（裁判官、検事、弁護士）とは若干異なっている。

そこで、法曹資格取得及びその後のキャリアパスについて述べる前提として、以下でタンザニアにおいて法曹が従事する職業¹⁷について簡単にまとめておくこととする。

(1) 裁判官（判事・治安判事）

上訴裁判所及び高等裁判所の判事（judge）及び常駐裁判所、地方裁判所、初等裁判所の治安判事（magistrate）が日本での裁判官に相当する。

(2) 法律職公務員（Law Officers and State Attorneys in the public service）

中央省庁を含む政府機関及び地方公共団体は、法律・法務関連業務を行う職員（以下便宜的に「法律職公務員」とする。）を雇用することが義務付けられており（法務長官府職務執行法 15 条、24 条）、大きく以下の2種に分類される¹⁸。後述のとおり、日本で検事が行う刑事訴訟関連の職務も基本的に法律職公務員が取り扱う。

ア Law Officer

法律職公務員の中でも上位のものを指し、法務長官、法務副長官、検察長官（Director of Public Prosecutions）及びその副官、司法省事務局長（Administrator-General）及びその副官、訟務長官（Solicitor-General）及びその副官、国会法案起草者の長（Chief Parliamentary Draftsman）、及び上級（Senior）以上の職位の法務担当官（State Attorney）が該当する¹⁹。

イ 法務担当官（State Attorney）

法律職公務員全般を含む言葉であるが、法文では Law Officer and State Attorneys という形で併記され、Law Officer よりも下位の職位にある法律職公務員を指すことが多い。

¹⁷ 厳密には法曹資格がなくともこれらの職業に従事する余地があり得ることに注意を要する。

¹⁸ なお、さらに専門性の低い法律職も含めた legal officer という文言も法文中に散見されるが、明確な定義や採用基準が見当たらず、文脈によって意味合いも異なっていると思料されることから、本項では法律職公務員に含めないこととする。

¹⁹ Interpretations of Laws Act 4 条で具体的に列挙されている。

(3) 弁護士 (Advocate)

所定の資格を有し、法律上定められている登録手続を経た者は、弁護士活動を行うことが認められる。なお、弁護士法 (Advocates Act) 2 条の定義規定では、「弁護士とは名簿に弁護士として正式にその氏名が記載された者²⁰」とされており、所定の資格を有する者が所定の手続に則って登録を終えれば、後述の開業免許取得等を経なくとも、形式的には弁護士の名称を保有できるものと思料される。

2 法曹資格取得のプロセス

(1) タンザニア法律学校 (Law School of Tanzania)

ア 設立経緯

LST は、2000 年に始まった司法部門改革の一環として、タンザニア法律学校法 (Law School of Tanzania Act, 2007、以下「LSTA」とする。) に基づき設立された。設立の背景として、1977 年に出された報告書 (1977 Msekwa report) において、当時の法学部卒業生に対する実務研修 (internship) 制度には適切な能力を有する法曹実務家の輩出に不十分な点があるとして、実践的な法教育を提供する適切な機関の設置が勧告されたことが指摘されている²¹。

イ LSTA の適用範囲

LSTA の適用範囲を定めた同法 2 条は、2 度の改正²²を経た現在、原則として「法律職公務員、治安判事又は高等裁判所等における弁護士として法律実務に従事することを希望するすべての者に適用される²³」と規定している (同条 1 項)。

従前の同項は、単に「公務員又は高等裁判所等における弁護士として」法律実務に従事することを希望するすべての者に適用されると規定しており、最近の改正で適用範囲がより明確にされたといえる。

同条 2 項は、1 項の例外規定で、一定のレベルより上位の法律職公務員が、弁護士法 8 条 1 項 (a) で定められた名簿への登録要件を満たす場合には、本人による申請と審査を経た上で LSTA の適用除外が認められる。

ただ、2023 年の改正で、弁護士法 8 条 1 項 (a) i に、LST の修了証 (post-graduate diploma in legal practice、以下「PGDL」とする。) を取得することが資格要件として明記されたため、同項 (a) ii 及び iii がそれ以外の資格要件を規定してはいるものの、LST の課程を経ずに法曹資格を取得することは難しくなっているといえよう。

²⁰ "advocate" means any person whose name is duly entered as an advocate upon the Roll

²¹ LSTA ウェブサイトより: <https://www.lst.ac.tz/pages/background>

²² 2020 年及び 2024 年に改正が実施された。

²³ This Act shall apply to every person desiring to practice law in the United Republic, either as a state attorney, a magistrate or as an advocate of the High Court of Tanzania and courts subordinate to it.

(2) LST におけるプログラムの概要

ア 入学の要件

LST 入学には原則としてタンザニア本土における法学士の学位 (LL.B) の取得が必要であり²⁴、これは取得に概ね 4 年間を要する。

法学士を保持し、タンザニア国内で法律実務に従事することを希望する (desiring to practice law in the United Republic) 場合は、所定の手続に従って LST に願書を提出し、選抜に合格した者のみが入学を許可される。

イ 実務研修 (Practical Legal Training) プログラム

LST 公式ウェブサイトによれば、実務研修のプログラムは修了に 1 年間を要し、前半期は最大 12 週間の座学、後半期は実務研修となっている。

ウ 成績評価及び修了資格の授与

受講生は、課題、模擬裁判、授業への出欠等を含む受講状況全般を評価され、これが全体の成績評価の 50 パーセントを占める²⁵。

前半期終了時に主要科目 (core courses) に関する筆記試験 (written practical assessment) 及び非主要科目 (non-core courses) の修了試験 (end of course practical examination)、後半期終了時に主要科目の修了試験が実施される。主要科目の修了試験は最長 3 時間の筆記試験及び最長 20 分の口述試験で構成されている²⁶。なお、一部の科目で不合格となった場合は、一定の条件の下で追試が認められているほか、試験結果に対する不服申立ての手続も規定されている²⁷。

これらの試験に合格した者には、課程の修了資格 (PGDL) が授与される。PGDL を取得すると、上訴裁判所長官の許可を得た上で、高等裁判所等での弁護士実務や公職に従事することが認められる²⁸。

3 法曹資格取得後のキャリアパス

前述のとおり、タンザニアにおいては法曹一元制が採用されており、法曹資格取得後のキャリアパスは日本と同様ではない。そこで本項では、裁判官、法律職公務員、弁護士の就職・任命方法について説明すると共に、法律職公務員の項で別途検事の任命方法についても触れることとしたい。

(1) 裁判官になるためのプロセス

ア 司法委員会 (Judicial Service Commission)

²⁴ 例外として LST は、①タンザニア大学委員会 (Tanzania Commission for Universities) が認めた高等教育機関の法学士号の保有者②タンザニア内外の教育機関から取得した、法教育評議会 (Council of Legal Education) によって承認された同等の資格の保有者にも入学を認めている。

²⁵ Law School of Tanzania (Examination and Appeals) By-laws, 2024 7 条

²⁶ Law School of Tanzania (Examination and Appeals) By-laws, 2024 9 条

²⁷ Law School of Tanzania (Examination and Appeals) By-laws, 2024 22 条、不服申立てにつき同 23 条以下

²⁸ LSTA 12 条 3 項

タンザニアでは、高等裁判所以下の裁判所の裁判官の任命に際し、司法委員会が関与する（113条1項）。

司法委員会は、上訴裁判所長官を議長として、法務長官、上訴裁判所判事1名、高等裁判所所長、大統領の指名を受けた者2名の合計6名で構成される。

イ 治安判事の任命

治安判事の任命権限は司法委員会にあることが憲法113条1項(e)に明記されている。

司法委員会が任命権限を持つ職に空席が生じた場合、空席情報の広告を新聞やウェブサイトに出し、応募のあった中から選ぶこととされている（司法行政一般規則（Judiciary Administration (General) Regulations, 2021）10条ほか）。

同規則内に治安判事の資格要件を明記した条項はないが、前述のとおりLSTA2条及び12条3項より、PGDL取得が治安判事の資格要件となっているといえる。

ウ 高等裁判所判事の任命

高等裁判所判事は司法委員会の助言を得て大統領が任命する（憲法109条1項、113条1項(a)）。高等裁判所判事は、原則として、治安判事、法曹資格を有した公務員又は民間の弁護士等として10年以上の職歴がある者、又は弁護士登録の資格を有し、且つその資格を10年以上継続して所持した者の中から選ばなければならない（憲法109条7項）。

エ 上訴裁判所判事の任命

上訴裁判所の判事は、大統領が上訴裁判所長官の助言を得て選任する（118条3項）。上訴裁判所判事は、高等裁判所判事の資格要件に列挙された職歴を15年以上有している必要がある。

(2) 法律職公務員

ア 資格要件

(ア) 要件

法務長官府職務執行法24条2項に資格要件が規定されており、法律の学士或いはこれと同等レベルの学位を有していることが最低限の基準として求められている。前述のとおり、すべての政府機関及び地方公共団体は法律職公務員を雇用することとされており、この資格要件はおおよそすべての法律職公務員（Law Officer 及び State Attorney）に適用され（同条1項）、国家検察や訟務長官府に勤務する法律職公務員も同様である。

法律職公務員として任命された者は官報で公示される（同条4項）。

(イ) LSTA2条との関係

法務長官府職務執行法上、現時点ではPGDLの取得が法律職公務員の資格要件とはなっていない。

ただ、前述のとおり、2024年LSTA改正によりState Attorney志望者

に同法が適用されることが明記されており、法の一般原則として新法が旧法に優越することから、現在は法律職公務員についても PGDL の取得が資格要件となっているものと思われる。

イ 国家検察における検察官等の任命

検察長官は、国家検察の機能を果たすために必要な人数の職員（Law Officers, State Attorneys and other public officers を含む）を任命しなければならない（国家検察法 5 条 1 項）、さらに、適切な Law Officer を州検察官（Regional Prosecution Officer）及び県検察官（District Prosecution Officer）に任命しなければならない。州検察官、県検察官はいずれも各行政区に 1 名ずつ任命される（同条 3 項）²⁹。

これらとは別に、検察長官は、検察官（public prosecutor）を任命できるとされる。検察官は他省庁の職員でもよく、法律職公務員である必要はない（同法 22 条 1 項）が、検察長官だけでなくその地域を管轄する法律職公務員の管理監督下に置かれ、報告義務を負うとされ（同条 3 項³⁰）、法律職公務員よりも下の職位にあるものと認められる。

検察官の任命は頻繁に行われており、法務長官府のウェブサイト上で確認できるだけでも、2024 年中に任命の公示（notice）が 10 回発出されている。

(3) 弁護士

ア 資格要件

弁護士法 8 条 1 項には後述の名簿への登録要件が定められており、これが弁護士の基本的な資格要件である。

具体的には、同項 (a) が掲げる 3 つの要件のいずれかを充足する必要があるところ、最も一般的な要件を定めた同項 (a) (i) には、LSTA 成立後も PGDL 取得を資格要件とすることが明記されていなかったが、2023 年の法律部門諸法の改正（The Legal Sector Laws (Miscellaneous Amendments) Act, 2023）により、これが明記された³¹。

他に同項 (a) (ii) 及び (iii) では、コモンウェルス諸国や英国において法律実務を行う資格を有していることが挙げられている。

イ 名簿への登録及び開業免許の取得

前記資格要件を充足する者が弁護士業務を行うことを希望する場合、高等裁判所事務局長が管理する弁護士名簿に登録を行う必要がある。登

²⁹ 日本での検事長（州検察官）、検事正（県検察官）に近いものと思料される。

³⁰ Every public prosecutor shall be under the superintendence and control of the Director of Public Prosecutions, Law Officer or a State Attorney in charge of the zone, region, district or any other geographical division within which any such public prosecutor is situated in respect of all prosecution matters and shall be required to submit periodic returns to the Director of Public Prosecutions, Law Officer or respective State Attorney.

³¹ (...) if he is a holder of a degree in law granted by an accredited university, or any other higher learning institution and has a post-graduate diploma in legal practice granted by the Law School of Tanzania

録申請は、上訴裁判所長官に対して所定の様式に基づき行うものとされ、手数料の納付を要する（弁護士 8 条 2 項）。

ただ、名簿への登録のみを以て弁護士業務を行うことはできず（同条 3 項、3(A)項）、さらに開業免許（*practicing certificate*）の取得を要する。

開業免許の申請は高等裁判所事務局長（*The Registrar*）に対して行う（弁護士法 34 条）。

高等裁判所事務局長は、弁護士名簿への登録、開業免許手数料及び弁護士会費の支払い、事業許可（*business licence*）代の支払い、更に必要に応じて雇用者の同意が確認できた場合は、開業免許を発行しなければならない。申請者に破産等一定の事情が認められた場合は、上訴裁判所長官の裁量で免許を発行しないことができる（同法 35 条）。

なお、法律職公務員はその職務に従事している間は開業免許の発行を受けることはできない（同法 34 条 3 項、法務長官の許可があった場合は例外とされる）。

4 日本との異同

タンザニアの法曹養成制度は総じて英国に近く、法曹一元制度を採用し、法曹有資格者の中で一定の職歴を積んだ者の中から、判事や上位の法律職公務員が採用される。

法曹資格取得という観点では、LST が設立され、一見我が国や米国のようなロースクール制度を採用しているようにも見えるが、1 年間のカリキュラムの多くを実務研修に費やし、修了証である PGDL 取得に際した成績評価の半分は課題等を含む授業態度に基づくなど、司法試験の合否のみで法曹資格の有無を決する仕組みにはなっていない。その実態は法学士を有する者が実務で研鑽を積んで法曹資格を取得するという英国の制度に近いといえる。

資格取得後の任官・就職という点で見ると、法曹一元制による日本では、法曹三者間の人事の柔軟性はもちろん、検事の職が国家検察に勤務する法律職公務員に包含されるという点が指摘できよう。

まず任官については、有資格者が各々の希望及び空席の状況に合わせて治安判事、法律職公務員、弁護士の職を選択する点は日本と同様であるが、治安判事及び法律職公務員は原則として空席に対して希望者が公募することとされており、日本のような修習修了者を一括して採用するという方式は取られていない可能性が高く³²、日本と比較してこれらの職への就職の機会は小さいと思われる。

法律職公務員については、日本においては各省庁に出向している検事や訟務検事等がタンザニアにおける法律職公務員同様の職責を担っているが、タ

³² 2018 年の法務長官府職務執行法改正に伴い、既存の法律職公務員が一挙に任命された例があるが（*The Attorney General (Appointment of Law Officer and State Attorneys) Notice, 2020*）その後法律職公務員の任命に関する通達法務長官府ウェブサイトに掲載されておらず、定期的な採用は実施されていないものと思料される。

ンザニアの場合は法律事務全般を担う法律職公務員が大枠としてあり、刑事司法を専門として扱う法律職公務員はその一部という日本とは逆の構造になっており、公務員として法律専門職に従事する場合、専門とする法分野の選択肢が広いという見方もできる。

第 3 委託調査事項(3)：タンザニアの関連法令一覧（契約法・会社法・外国会社規制・民事手続法・ADR 法制）

タンザニアにおける主要な契約法、会社法、外国会社規制、民事手続法及び ADR 法制は以下のとおりである。

なお、タンザニアの法令は基本的に溶け込み方式ではなく、現行法令の確認は全ての改正法令をもとに行う必要がある。もっとも、裁判所及び法務長官府が運営する法令等のデータベースである TanzLII³³においては改正法令が統合された形で掲載されているため、今回はこれに基づいて法令一覧を作成した。そのため、以下の法令一覧においては、改正法令の記載は省略している。

No.	法令名	法分野	備考
1	Law of Contract Act	契約法	契約全般に関する法律。
2	Chattels Transfer Act	契約法	動産の移転に関する法律。
3	Sale of Goods Act	契約法	売買契約法。
4	Hire Purchase Act	契約法	分割払い式購入に関する法律。
5	Electronic Transactions Act, 2015	契約法	電子契約の有効性を明示した法律。
6	Deeds of Arrangement Act	契約法	金銭債務の証書の扱いを規定した法律。
7	Bills of Exchange Act	契約法	手形法。
8	Companies Act, 2002	会社法	

³³ <https://tanzlii.org/>

No.	法令名	法分野	備考
9	Transfer of Business (Protection of Creditors) Act	会社法	事業譲渡に関する法律。
10	Companies (Beneficial Ownership) Regulations, 2021	会社法	会社の実質的所有者の登録について定めた下位法令。
11	Business Names (Registration) Act	会社法	会社名等の登録に関する法律。
12	Tanzania Investment Act, 2022	外国会社に対する行政による規制	国内外からの投資に対する規制法。
13	Business Licensing Act	外国会社に対する行政による規制	会社の登録に関する法規。外国会社は登録費用が異なる。
14	Customs (Management and Tariff) Act	外国会社に対する行政による規制	関税法。外国人に対して異なる罰金額を定める規定あり。
15	Income Tax Act	外国会社に対する行政による規制	所得税法。外国法人について個別に規定。
16	Civil Procedure Code	民事手続法	
17	Civil Procedure (Appeals in Proceedings Originating in Primary Courts) Rules	民事手続法	初等裁判所を第一審とする事件の上訴手続きについて定めた規則。
18	Evidence Act	民事手続法	初等裁判所以外の裁判所での手続きにおける証拠の一般原則を定めた法。民事・刑事いずれにも適用される。
19	Judicature and Application of Laws Act	民事手続法	法の適用について定めた法で、裁判所の事物管轄や、慣習法の適用等について規定している。
20	Judicature and Application of Laws (Electronic Filing) Rules	民事手続法	オンライン提訴の方法に関する規則。

No.	法令名	法分野	備考
21	Law of Limitation Act	民事手続法	時効に関する法律。
22	Arbitration Act, 2020	ADR 法制	
23	Arbitration (Rules of Procedure) Regulations, 2021	ADR 法制	
24	Ward Tribunals Act	ADR 法制	村の裁定所での紛争解決に関する法律。
25	Employment and Labour Relations Act, 2004	労務	労働者の権利に関する基本法。
26	Workers' Compensation Act	労務	労災補償に関する法律。

第 4 委託調査事項(4)：外国企業がタンザニアに進出・投資する場合における法的障害事由及びその原因について

1 はじめに

本調査においては、主にインタビュー調査の方法により、①日本企業によるタンザニアへの進出・投資を支援している団体及び②当事者としてタンザニアへの事業展開を行っている民間企業から情報及び意見等を聴取し、タンザニアにおいて外国企業が直面している法的障害及びその原因の特定を行った。

インタビュー対象者は、それぞれ下記のとおりである（五十音順で記載し、以下、対象者の一部又は全部を指して「関係者」とする³⁴。）。なお、本稿において日本企業からの情報や意見等として記述するものの中には、下記②の各企業のほか、下記①の各団体を介して得られた他の企業等の情報や意見等も含まれることに留意されたい。

＜上記①に該当する対象者（タンザニアへの進出・投資を支援している団体）＞

国際連合工業開発機関（UNIDO）、在タンザニア日本国大使館（以下「日本大使館」とする。）、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」とする。）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

＜上記②に該当する対象者（当事者としてタンザニアへの事業展開を行っている企業）＞

株式会社ビィ・フォアード、WASSHA 株式会社

インタビュー調査を行った結果、日本企業は主にタンザニアの法律、規則及びその他の法規範（以下「法令等」とする。）に関する手続上の問題点を強く認識しているようであり、法令等の内容面に関する指摘は多くなかった。そこで、以下においては、まず、インタビュー結果をもとに法令等の手続に関する問題について述べた上で、実際の法令等の内容や米国国務省の報告等をもとに法令等の内容面の問題を簡単に取り上げる。

2 法令等に関する手続における問題点

(1) 徴税に関する問題

多くの関係者は、タンザニアで事業を営む中で直面する最も深刻な問題として、徴税手続に関する不透明性・不合理性を指摘する。外国企業を標

³⁴ 本稿においては、情報や意見の出所の特定を避ける観点から、大部分の記載において「関係者」との表現を用いる。

的にしていると思われるような予期せぬ徴税や追徴が行われることも多く、法令等の恣意的かつ予測不可能な運用により、企業の経営に影響が生じているといった声も聞かれる。

ア 根拠を欠く徴税・監査等

関係者によれば、企業が所定の手続に従って売上高を提示したにもかかわらず、「実際にはより多くの売上があったはずである」などとして追徴が行われることがあるという。企業側が税務職員に対して追徴事由に関する説明や証拠の提示を求めても十分な回答が得られず、書面で合理的な説明を行うよう要求したにもかかわらず、約 3 か月が経過した後、当初口頭で告げられた不十分な説明を書面化した文書のみが送付されるといった事例も報告されている。追徴の額は億単位に及ぶこともあることから、企業側の対応コストの負担を考慮しても安易に応じることとは難しく、税務職員等とのやりとりに頭を悩ませる企業担当者も少なくないようである。

また、タンザニアにおけるレシートの有効期限は 5 年間であるところ、5 年以上前の取引についても遡って監査を実施するとして、タンザニア歳入庁（Tanzania Revenue Authority、以下「TRA」とする。）からレシートを要求される事例も報告されている。レシートを提出できない場合には銀行口座を凍結すると告げられ、実際に凍結されるに至ったケースも存在するという。このように、本来証明できず、また証明義務もない事項について監査や調査を求められ、応じられない場合には不利益を課されるといった事態が発生しており、企業等に混乱や負担が生じているようである。

さらに、企業側が要求どおりに対応した場合でも、税務職員等からさらに別の不合理な指摘や対応の要求等がされることもあり、欧米諸国をはじめとする諸外国の中には、このような事態について国としてタンザニア政府への改善の申入れを行っている例もあるようである。

イ 課税項目等に関する場当たり的な認定や手続の拒否

輸出入統計品目番号（以下「HS コード」とする。）の変更に戸惑う企業担当者の声も多い。本来、同一の物品・サービスには同一の HS コードが適用されるべきところ、担当者によって適用されるコードが異なるといった事態が頻繁に発生しており、過去に一定のコードでの納税の実績があることを示した場合でも、別のコードでの納税を求められることが少なくないとのことである。

また、本来免税になるはずの項目について課税対象として認定されたり、利益から控除されるべき金額が適切に控除されなかったり、ODA による免税に関する手続を拒否されたりする事例も存在するようである。

これらの問題は、不当な課税等により企業等に金銭的負担を生じさせ、また、手続の遅延を招くことで対応コストや心理的負担の増加にも繋がっているといえる。

ウ 根本的・構造的な原因

関係者は、以上の問題には根本的・構造的な原因があると指摘する。

第一に、タンザニアにおいては徴税額を増やすことが国家の喫緊の課題となっている中で、課税の対象を広げる方向での政策的な検討・対応が十分に行われず、代わりに、既に課税対象となっている大手企業や外国企業から、法令等の規定を超えて事実上可能な限り徴税するという対応がとられてしまっていることが挙げられる。

第二に、上記のような状況の下で徴税を行う個々の現場の税務職員にも一定のノルマが課されており、職員がノルマを達成するために法令等の恣意的な運用を行っているとの点が指摘されている。現地の政府事情に詳しい関係者によれば、上記ノルマは各地域等の実情を考慮せずに単純計算等により機械的に割り振られることから過大であることも多く、職員は自らのノルマを達成するために「取れるところから取る」という方針で徴税に臨まざるを得ない状況に陥りやすいとのことである。

第三に、地方の税務局等の職員等の現場スタッフの能力面の問題が挙げられる。TRA の上層部には海外留学経験者等もあり、優秀な人員が多いとのことであるが、現場の職員等については十分な教育が行われているとは言い難く、事務処理能力や、法令等の適切な運用を行うための知識や倫理観の面に課題があると指摘されている。

エ 対策を行うにあたっての留意点

不当な課税や手続の遅滞の問題に関しては、当事者や日本大使館等が個々の事案に対応する中で TRA の局長等の上位者に働きかけており、場合によっては、日本大使館から TRA 等に対し、適切な対応を求める旨の書簡等が送付されることもあるようである。このような働きかけが奏功し、解決に至るケースも一定数存在するが、他方で、上位者の指示が現場の担当者にまで届かなかったと思われるケースも散見されとのことである。タンザニアにおいてはトップダウンの指示が通り難いことがあり、この点は他のアフリカ諸国と比べても特徴的な文化的傾向であると考えられることから、本問題に対する対応策を検討するにあたってはこのような点も考慮する必要があるものと思料される。

(2) 法令等の改正に関する問題

タンザニアでは、税金に関する法令等をはじめとする法令の改正が頻繁に行われるところ、改正に関する情報を適時に把握することは難しく、企業等の側で認識できていなかった急なルール変更に基づき徴税・追徴等が行われるといった困難も指摘されている。

このような問題については、法令等の改正の周知期間が短いことが根本的な原因であると思われるものの、現地の専門家等を活用して最新の情報を問題なく把握し対応できているという企業も存在することを踏まえれば、専門家へのアクセスに関する問題も関連していると考えられる。

ア 改正の周知期間の短さ

タンザニアにおいては法令の改正の際のパブリックコメントの募集期

間に関する法令等の定めがない³⁵こともあり、意見の募集が1か月程度で行われ、法案の公表から施行までが3か月程度で行われるなど、短期間で改正が行われる例が少なくない。また、本稿第1部（6～7頁）において前述したとおり成立した法案は官報に掲載されるが、タンザニアには法令等の内容を施行前に公表すべき旨を規定する法令等がない³⁶こともあり、官報への掲載と同時に施行される場合もある。このような状況においては、事前に改正の内容を把握して対策を講じることが難しいとの問題がある。

関係者によれば、上記の問題はタンザニア政府関係者や現場の職員の間でも広く認識されており、企業等による改正内容への対応について一定の猶予期間が与えられるケースも存在するようである。もっとも、これは個々の現場の担当者による事実上の対応であり、企業等の側から猶予を求めることができるものではなく、また、担当者によって配慮の有無や程度に差異が見られることから、根本的な解決策とはいえないと考えられる。

イ 改正の周知方法の不足

法令等の改正については上記のとおり官報に掲載されるほか、法務省（Ministry of Constitutional and Legal Affairs）のウェブサイトをはじめとする各政府機関等の刊行物においても公表・言及されているが、企業等の法務担当者がこれらの情報源をもとに常に最新の情報を把握することは容易ではないとの関係者の声も聞かれる。日本等と比べると、タンザニアでは一般のメディアが法令の改正に関するニュースを報道する頻度が低く、また報道される場合でも詳細には扱われないようであり、そのような状況の中で一般的な企業の法務担当者が頻繁な改正の内容を自力で調査し、対策を講じることが容易でないと思われる。

ウ 専門家による協力

一方で、いわゆる大手監査法人や大手法律事務所に所属する税理士・弁護士等の現地の専門家を活用することで、頻繁な法令等の改正にも適時かつ適切に対応できたとの経験談も存在する。もっとも、新たにタンザニアに進出しようとする中小企業を含む企業等が常に大手監査法人・法律事務所等の専門家を起用できるとは限らず、より手の届きやすい費用で改正の内容を追えるような手段が求められているものとも考えられる。この点については、後述のとおり、手頃かつ良質な専門サービスが見つけづらいという問題とも関連するであろう。

(3) 現地の専門家に関する問題

上記の法令等の改正に関する諸問題に対応するにあたって、また現地での会社の設立や様々な許認可の手続・紛争等に対応するにあたって、

³⁵ 米国国務省による報告書” 2024 Investment Climate Statements: Tanzania” (<https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/tanzania/>) を参照した。

³⁶ 前掲” 2024 Investment Climate Statements: Tanzania”を参照した。

書面の作成から現地当局等との交渉に至るまで、現地の専門家の協力が必要となる場面は多い。一方で、現地の専門家の支援を十分に受けられているという企業は少なく、関係者の経験談からは弁護士等の専門家によるサービスの質及び料金に関する問題が浮かび上がってきた。

ア 専門家へのアクセスの困難性

法律や税務等の専門家や法律事務所・税理士事務所・監査法人等に関する情報を求めている企業等は多く、日本大使館においては、過去に同大使館とやりとりのあった事務所や日本企業が利用した経験のある事務所をリスト化し、一定の情報提供を行っているとのことである。

一方で、日本大使館には、一定の事務所を推薦することができないとの立場上の制約があるほか、リソース等の都合によりリストを随時更新するまでには至っていないようであり、最新の情報を得るためには各企業の人脈等に頼らざるを得ないといった声も聞かれた。日本大使館やJICA等、情報の集約先となる機関の担当者が一定の期間で交代するという事情もある中で、各種事務所や専門家と継続的な関係を構築・維持して情報を随時更新し、サービスの質等の問題も考慮しながら適切な形で情報提供を行うことは容易ではないものと思われ、現地の専門家に関する情報へのアクセスの困難性は多くの日本企業等にとって大きな課題の一つとなっているようである。

イ 専門サービスの質及び料金

関係者によれば、弁護士をはじめとする現地の専門家によるサービスの質には大きなばらつきがあるという。

一般のウェブサイト等で公開されている大手事務所のリストに掲載されている法律事務所やグローバル規模の監査法人等については、サービスの質に問題なく、信頼できる専門家が在籍しているとの声が聞かれた。もっとも、これらの事務所・専門家はサービス料金も高く、あらゆる外国企業にとって手の届く選択肢ではないとも考えられる。特に、日本の司法書士に相当する職種が存在せず、弁護士の業務領域が広範であるタンザニアにおいては、弁護士費用が嵩みやすいということもあり、より安価なサービスを利用せざるを得ない企業も少なくないようである。

一方で、個人事業主等によって経営される小規模な事務所は比較的安い価格でサービスを提供しているが、問い合わせに対する回答が非常に遅く、催促を行っても期限を超過し、トラブルに発展するといったケースも散見されるという。また、違法な手段をとることで時間を節約することを一つの選択肢として提示するなど、遵法意識の欠如を疑わせるような言動を取る専門家がいるとの報告もある。このような状況を踏まえると、小規模事務所等の利用を検討する際には、専門家の事務処理能力や倫理観等も含め、より慎重な検証が必要となるものと考えられる。また、仮に検討を尽くしたとしても、手頃な価格で良質なサービスを提供する専門家を見つけることは現状では困難であるとの意見も聞かれるところであり、良質な専門家の少なさやこれに伴う価格競争の不足等に根

本的な原因がある可能性も高いと思われる。

(4) 現地スタッフに関する問題

ア 現地スタッフの起用

現地の法令等への対応に関する専門家への橋渡し役や、許認可等の手続を進める人員として、現地スタッフを起用する日本企業も存在する。これらの企業は当該企業固有の人脈を活用して現地の優秀な人材を採用しており、採用された人材は、当局や現地の顧客等との交渉やその他のコミュニケーションにあたって重要な役割を果たしているようである。

一方で、タンザニアは失業率が高く、1つのポストの求人募集に対して時には200名もの応募が殺到する状況であり、多数の応募者の中から優秀な人材を見つけ出して採用することは容易ではないという。特別な人脈がない場合には、直接外部の専門家に業務を依頼した方が効率的であるとの意見もあり、現地スタッフの起用が専門家に関する前述の問題に対する有効な解決策となるケースは、現状においては限定的であると考えられる。

イ 日本と接点を持つ現地の人材との関係構築・維持

もっとも、日本への留学経験者等、日本との接点を持つ現地の人材は一定数存在しており、「所定の留学や研修を終えた後においても長期的なネットワークの構築・維持ができるような基盤が整えば、日本企業の現地での活動を支援する人材を確保できるのではないか」との意見も存在する。日本の文部科学省の国費外国人留学生制度を利用する留学生は、特定の学術分野や医療等の専門分野に携わる者であることが多いようであるが、2014年から行われている産官学共同の留学プログラムであるABEイニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth）においては、日本企業でのインターンシップ等をはじめとするビジネス面での交流も活発に行われているようである。このような取り組みに関連して親日的なビジネス人材の長期的なネットワークの構築・維持が行われれば、今後状況が改善される可能性も考えられる。

(5) 汚職に関する問題

トランスペアレンシー・インターナショナルが発表した2024年の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）³⁷において、タンザニアは180カ国中82位にランク付けされ、ケニアやモロッコ等をはじめとする多くのアフリカ諸国よりも上位に位置している。また、腐敗認識指数の推移を見ると、タンザニアの状況は2022年以降穏やかな改善傾向にある。

もっとも、現場を知る関係者によれば、通関・許認可取得の手続や刑事手続等において、賄賂の要求が比較的頻繁に行われているようである。マグフリ前政権下で実施されていた外国企業の参入規制がハッサン政権下に

³⁷ トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）による報告書“*Our Work in Tanzania*”（<https://www.transparency.org/en/countries/tanzania>）を参照した。

において緩和され、外国企業の誘致等が活発に進められる中で、汚職の取締りも後退し、賄賂の要求等が増えているとの声も聞かれる。

ア ビジネス上必要な手続における賄賂等の要求

後述のとおり、タンザニアにおいては諸手続の事務処理のスピードに問題があることが多い中で、通関や許認可取得等の手続において、各機関の担当職員から、「金銭（いわゆる”facilitation payments”）」を支払えば早く処理する」との提案を持ちかけられることがあるという。

このような金銭の支払いは、事務処理そのものの条件として提示されることは少なく、上記のような提案を受けた場合でも、提案に屈しない旨及び早く処理してほしい旨を繰り返し伝えれば、賄賂を渡さずに手続を完了することは可能であるという。もっとも、賄賂の要求は現地での様々な手続において比較的頻繁に行われており、その都度提案を拒否して適切な処理を行うよう促す手間が生じているといえる。

上記のほか、物品の輸入等に関して罰金が課される場合において、賄賂の支払いによって罰金の額を安くする旨の提案が行われることもあるようである。違法行為の取締りが適切かつ十分に行われないことにより、競合他社が不当に負担を免れ、利益を上げているという問題の報告もあり、汚職等により諸手続の適正性が損なわれることは、競争環境の維持の観点からも好ましくないと考えられる。

イ 出張者の日常生活における賄賂等の要求

以上はビジネス上の手続に関する状況であるが、日常生活に関わる場面においても、車の通行にあたり警察官から賄賂を要求されるといった事態が頻繁に発生しており、特に、外国人は要求のターゲットとされやすいことから、出張等の際に不便や煩わしさを感じるとの声もある。日常生活において要求される賄賂は比較的少額であるものの、不当な要求に対峙しなければならない状況が出張者等の心理的・経済的負担となっていることは否めないであろう。

(6) 司法・警察に関する問題

司法や警察に関しては、手続の遅延や本来実施されるべき手続が実施されないといった問題のほか、司法の判断が現地人・現地企業優遇の態度や第三者の言動によって不当な影響を受けているとの点の指摘が多かった。

ア 手続の懈怠・遅延

司法手続に関しては、刑事・民事を問わず、指定された期日が直前にキャンセルされることにより手続の進行が滞りがちであるとの報告が多くあった。

刑事手続に関しては、本来行われるべき逮捕や訴追が行われず、窃盗や横領等により企業に不利益を与えた人物に対する処分が適切に行われないことがあるとの指摘があった。関係者によれば、このような事態の背景には司法・警察機関の人員不足もあるとのことである。一方で、「足代」がないと地方での捜査を行えないとして警察官が自らの利益の

ために捜査を滞らせたり、犯罪グループが警察に賄賂を支払うことによって被疑者が釈放されたりすることもあるようであり、前述の汚職の問題も手続の懈怠や遅延の原因となっているものと思われる。

なお、犯罪グループの言動が警察等の判断に影響を及ぼすことはあるものの、外国企業の職員等が直接犯罪グループから脅迫や報復を受けるといった事例は報告されておらず、治安上の深刻な問題が認められる状況ではないと考えられる。

イ 司法の判断に対する不当な影響

タンザニアでは従業員の解雇が労働紛争に発展することも多く、外国企業が訴訟等の司法手続を経験することも珍しくないという。実際の裁判を経験した関係者からは、裁判所が現地人・現地企業を優遇することにより、外国企業にとって不利な内容の判断が下されやすいとの声が聞かれた。また、一方の当事者が親しい政治関係者等を介して司法や警察の判断に影響を与えたように思われるケースもあるとのことであり、裁判官の独立性に問題が認められる可能性がある。

企業としては、費用面を考慮して裁判外における当事者同士での協議による解決を図ることもあるようであるが、パフォーマンスの悪い従業員を解雇するために訴訟に応じなければならないこともあり、裁判に関する問題は避けては通れないことから、上記の問題も一つの重要な課題であると考えられる。

(7) 許認可手続の遅延等に関する問題

ア 事務処理の遅滞

許認可手続に限らず、行政の事務処理のスピードに問題があることは多くの当事者が指摘するところであり、その原因は前述のとおり、人員不足や賄賂の要求等による手続の中断にあるものと思料される。また、不在の職員の業務を他の職員がカバーするといった体制が構築されていない面があり、限られた担当者の繁忙状況によって意思決定や事務処理のスピードが左右されることも多く、集団としての事務処理能力に問題があるとの指摘もあった。

イ システム化・電子化に関する課題

タンザニアでは 2022 年から 2027 年にかけて、政府の方針（e-Government Strategy 2022）に基づき、システム化・電子化を推進しており、行政手続に関する電子窓口の設置等も行われている。もっとも、これらのシステムを利用した関係者からは、システムエラーが頻発して使いづらいといった声や、申込みを行っても返信が届かないといった声が多く出ている。

また、査証や滞在許可証の取得手続も電子化されたが、システムの仕様上、先行手続を完了するまで後続の手続に進むことができないという制約があり、ある段階において待機時間等が発生した場合には、定められた期限内に全体の手続を終えることが難しくなるという問題も指摘さ

れている。さらに、同一の情報を繰り返し入力することを要求されるなど、非効率的な点も残っているようである。

システム化・電子化に関しては試行錯誤を行っている段階であると思われるが、現状では、導入されたシステムの仕様や管理・運用の面に問題が多いと考えられる。

3 法令等の内容に関する問題点

前述のとおり、タンザニアで事業を展開する日本企業は、法令等の運用に関して問題意識を持つことが多く、法令等の内容に関する問題は特に強く認識されていないようであった。一方で、日本からは現状あまり企業等の進出の多くない天然資源等の一定の分野においては、法令等によってローカルコンテンツ要件が課されるなど、外国企業にとって不利な内容が規定されており、米国等の一部の投資家等から問題視されているようである³⁸。そこで、以下において、問題とされている法令等の内容の一部を簡単に紹介する。

(1) 外国企業の参入規制

鉱業（ローカルコンテンツ）規則（Mining (Local Content) Regulations, 2018 及び Mining (Local Content) (Amendments) Regulations, 2019）は、20%以上の株式がタンザニア市民によって所有され、管理職の 80%及び非管理職の 100%がタンザニア市民で構成されている企業を「現地企業（indigenous company）」と定義し、入札等において優遇されるべき旨を定めている（Mining (Local Content) Regulations, 2018 15条3項）。

同様に、建設業者登録法（Contractors Registration Act, 1997）によれば、外国の建設業者は一時的なライセンスしか取得できず、また、外国の建設業者は指定されたプロジェクトの完了後にタンザニアを離れることを文書で誓約しなければならない（建設業者登録法 11条1項）。

もっとも、上記の鉱業（ローカルコンテンツ）規則における現地企業と認められるための要件については、2018年の同規則においてはタンザニア市民による株式所有率が最低 51%なければならないとされていたところ、2019年の改正法においては最低 20%に引き下げられるなど（Mining (Local Content) (Amendments) Regulations, 2019 2条）、外国企業にとって不利益な要件を緩和する方向での改正が行われた例も存在する。

(2) 国家権力による契約内容の一方的な変更

天然資源・天然財産契約（不当条項の審査・再交渉）法（Natural Wealth and Resources Contracts (Review and Renegotiation of Unconscionable Terms) Act, 2017）によれば、政府が当事者となっている天然資源に関する契約は、国民議会により審査される。特定の条項又は契約全体がタンザニア国家の利益を損なう不当な条項（unconscionable terms）に該当すると判断された場合には、政府と契約の相手方との再交渉を行うこととなるが（5条2項）、

³⁸ 前掲”2024 Investment Climate Statements: Tanzania”を参照した。

再交渉の末に合意に至らなかった場合には当該条項が自動的に削除されるものと規定されており（7条1項）、最終的には国家が一方的に契約の内容を変更できる形となっている。

このように、一部の法令において国家の強力な権限が定められており、事業を行う上で予測不可能性が生じるという点も、法令等の内容面に関する一つの問題であると考えられる。

4 おわりに

以上のとおり、外国企業によるタンザニアへの進出・投資にあたっては、法令等に関する手続及び内容の両面において問題が認められるが、日本企業は特に前者について強い問題意識を有しているようであった。

手続面の問題の中で最も大きな問題として指摘されているのは徴税手続に関する点であり、外国企業に混乱や負担をもたらしている不当な徴税の背景には、徴税に関する国家や現場の方針の問題があることが判明した。

また、徴税に限らず、許認可手続や司法・刑事手続等の様々な手続において、事務処理能力の不足や職員からの賄賂の要求等による手続の停滞・遅延が見られたほか、第三者からの不当な影響力等によって公的機関の言動や判断の内容が左右されるといった問題もあることが明らかになった。

さらに、法令等の頻繁な改正への対応や、上記の手続の問題への対応にあたっては、現地の専門家の協力が重要な役割を果たし得るところ、手頃かつ良質な専門家が不足していることも現地での様々な対応の困難の一因であることが分かった。

外国企業が直面しているこれらの問題の改善を目指すにあたっては、TRA等の関係当局にアプローチすることが必要であるものと思われるが、その際には、前述の意思決定に関するタンザニアの文化的傾向、すなわちトップダウンの指示が通りづらいこと等も考慮する必要があるものと考えられる。

以上